

事務連絡
令和3年7月6日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に
関する制度の周知等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立したことを受けて、国土交通省より別添の通り周知依頼とパンフレットの送付がございました。

また併せて、環境省及び厚労省の大気汚染防止法石綿障害予防規則等についてのホームページのご紹介がありました。

つきましては、貴会所属企業に対し、周知の程よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田